

令和2年度 児湯の和牛改良推進協議会
高齢母牛更新対策事業

1. 目的

本郡管内の母牛の高齢化は年々進んでおり、母牛の高齢化は、様々な能力の低下を引き起こし、農家所得や市場性に悪影響を与える。

管内に現存する高齢母牛の販売と繁殖素牛の保留導入を推進し、斉一化した母牛集団を構築する事を目的とし本事業を実施する。

2. 事業量

母子で220組（550万）

3. 事業対象牛

対象母牛の販売並びに繁殖素牛の保留導入のいずれも申請者（同一経営者）が実施した場合とする。

①対象母牛

管内農家（日向市東郷町含む）が6ヶ月前から継続飼育してきた7歳以上10歳未満（年齢算出は販売時点とする）の牛で、児湯家畜市場にて販売したものに限る。

②対象子牛

管内農家（日向市東郷町含む）が生産し継続飼育してきた概ね生後1年以内の和牛子牛を繁殖用として児湯家畜市場で保留導入したものに限る。

尚、保留導入価格は、対象セリ市毎に平均売却税抜価格から0.8を積した価格とする。

4. 対象母牛、子牛の販売・導入期間

令和2年度（R2.4.1～R3.3.31）内に限る。

5. 奨励金の申請

申請者は奨励金交付申請書（別紙1）記載の上、対象母牛並びに対象子牛のセリ取引伝票（写）を添えて管内JA畜産課を窓口とし、事務局（児湯畜連）へ申請する。

6. 受付

事務局（児湯畜連）に届出のあった順から受付をする。尚、その際JAからの申請順は若番を優先する。

7. 受付期間

令和2年度中（R2.4.1～R3.3.31）とする。

但し、事業量を超えた場合はこの限りでない。

8. 奨励金

申請のあったJAを通じて上期・下期に分けて該当者へ25,000円／組を交付する。

但し、1農家上限4組（10万円）までとする。

9. 対象子牛の保留導入後の飼育期間

繁殖用として供用出来ない場合を除き、申請日より概ね2年以上の飼育期間を原則とする。

繁殖用として供用出来ない場合は獣医師の診断書を提出し、児湯の和牛改良推進協議会の承認を得ることとする。

受付： J A _____ (通番 N o _____) J A 記載
事務局受付日 R 年 月 日
(通番 N o _____) 事務局記載

児湯の和牛改良推進協議会 高齢母牛更新対策事業 奨励金交付申請書

1. 申請日 令和 年 月 日 (J A 申請日)

2. 対象牛

1) 母牛	个体識別番号	(-	-)
	名号	()
	セリ年月日	令和	年	月	日
	生年月日	平成	年	月	日
2) 子牛	个体識別番号	(-	-)
	名号	()
	セリ年月日	令和	年	月	日
	生年月日	令和	年	月	日
	導入保留価格 (税抜)	(円

3. 添付書類

対象牛セリ伝票 (写)

児湯の和牛改良推進協議会 会長 殿

事業内容に基づき、上記の通り更新しましたので、奨励金交付申請を致します。

申請者 住所 _____

氏名 _____

印